

第1回

ハラスメントQ&A

弁護士(現代歌人協会会員) 橋場悦子



**Q** 某男性(A)が、若手の女性(B)に、「そんな(失恋の)歌じゃダメ。歌がダメだから彼にも逃げられちゃうんだよ」ときつく叱つたのを以前聞いたことがありましたが、この発言はハラスメントに当たるとでしょうか。

**A** ハラスメントという言葉はよく聞かれるところですが、その中には強制性交等罪、強要罪等の犯罪行為から、犯罪には当たらないとも民法上の不法行為として損害賠償の対象となる違法な行為、さらに法律問題とまでは言えないがマナーとして不適切な行為まで、様々な程度があります。

このうち不法行為にあたるか否かの線引きは難問であり、行為の背景、当事者の関係などの事情を勘案して客観的に判断することとなります。本稿においては、Aの発言の不法行為にあたるか判断するにうえて考慮すべきことを中心に、発言の問題点を論じます。

まず、セクシュアルハラスメント(セクハラ)にあたるかという問題があります。セクハラは「意に反する性的言動」「性的嫌がらせ」などとも言われますが、違法か否かの判断にあたっては、何をもち

て性的言動というかも知難しいところではあります。

なお、職場におけるセクハラにつき、行為の態様、両者のそれまでの関係、言動の反復継続性等の様々な考慮要素を指摘したうえで「社会的見地から不相当とされる程度のものである場合には、性的自由ないし性的自己決定権等の人格権の侵害」として違法であると述べた著名な裁判例があります。

さて、Aの発言は自らの短歌観に基づくBへの指導の側面はありますが「彼にも逃げられちゃう」という発言もあり、Bの女性としての私生活や人格を否定的に評しています。Bにとっては、交際相手に振られた事実を暴露されたうえ、短歌と結び付けられるのは意に反するところでしょう。ただ、「性的」として社会通念上想定する言動はもつと露骨なものや具體的なのものであるとして、Aの発言の性的要素や悪質性は比較的小さいとも考えられます。

むしろ本件はジェンダーハラスメント(男性あるいは女性とはかくあるべきという価値観の押し付け、性別役割分担意識に基づく差別)の問題に着目すべきかもしれません。Aの発言は、「失恋の歌など詠まず前向きな恋愛をする女性」といったAの考える(あるべき女性)像をBに押し付けるきらいがあります。ただ、AはBに対し自らの価値観に沿った具体的な行動を強いたとまでは言えないこ

とには注意が必要です。

また、セクハラだけではなく、パワーハラスメント(パワハラ)の側面も検討すべきです。パワハラには、職場の上司と部下、学校教育における教師と生徒などの上下関係を背景とする場合が多々見られます。これら違法性を判断するにあたっては、セクハラと同様に行為態様などの要素を社会的見地から判断することとなるでしょう。

なお、職場におけるパワハラについて、厚生労働省の指針は「職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であつて、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいう」と定めています。

さて、歌人同士の人間関係においても、事実上の上下関係や優越的地位が存在することは明らかです。本件でもAはBに対して短歌を指導する立場にあることがうかがえます。先に述べたように、AのBに対する発言は単に短歌の指導にとどまらずBの人格的側面を否定的に評するものですから、両者の関係、Aの歌壇内での発言力等によつては、Bに対し優越的關係を背景にした不当な言動となる余地があります。

ただ、職場や学校と、歌人同士の人間関係は性質が違います。例えば職場では労働者にとって上司との人間関係は日常的勤務環境に

関わりますし、上司の意を損ねれば降格や解雇といった直接的な不利益を被るおそれがあるため、不法行為にあたるか否かはこのような不利益への考慮も必要です。他方、歌人同士の人間関係や歌壇という環境や、その悪化による不利益をどのように法的に評価するかは難しい問題です。

なお、Aが、Bは交際相手に振られたという事実を周囲の人に明らかにしている点はBのプライバシーや名誉に関係します。これについては周囲の人の数やBとの関係への考慮が必要ですし、「逃げられた」と言う程度の漠然とした事実であれば侵害の程度はさほど高くないとも言えるでしょう。

このように本件Aの発言が違法(不法行為)か否かは、設問からは明らかではないAとBの関係等も考慮したうえで総合的に判断することとなります。

短歌作品の指導や評と作者との関係は個々人の短歌観や作風にも関わり難しい問題ですが、短歌に関する言動であってもその内容によつては本稿で検討したような法的問題が生じ得ることに留意すべきものと考えます。

今回はハラスメントの不法行為性を中心に書いていただきました。ただ、法的問題以前にモラルやマナーがまず大切であることは言うまでもありません。普段から相手の人権に配慮した発言に心がけたいですね。(理事会)